

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第19号 2007年2月7日

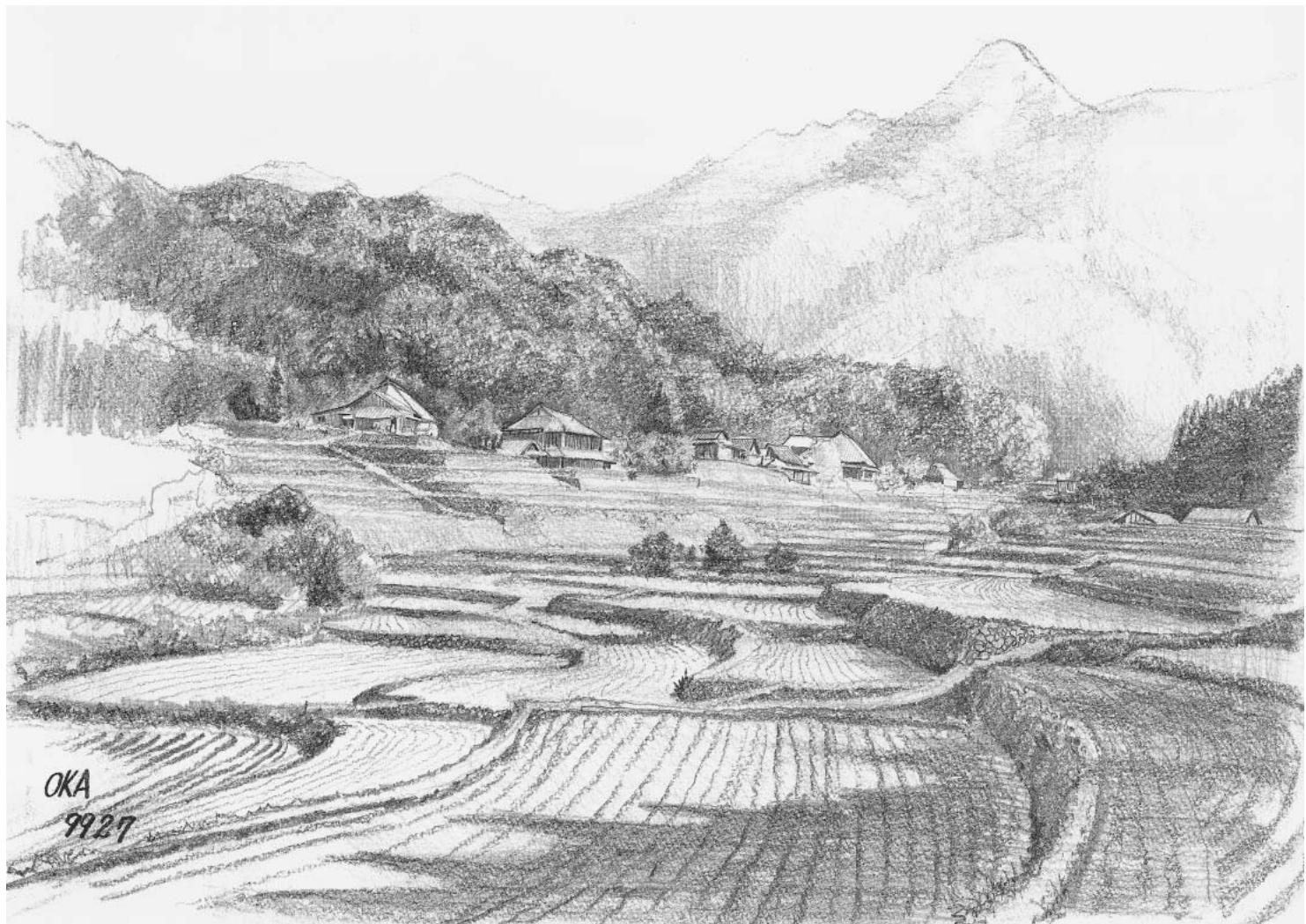
子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ <http://www2.neweb.ne.jp/wd/kodomo21/>

メールアドレス kodomo21@md.neweb.ne.jp



画・岡本正和

「人格の完成」とは何か

－ 教育基本法を守るたたかいの中で －

三上 満（子どもの権利・教育・文化 全国センター 代表委員）

「教育は人格の完成をめざし」……教育基本法を守るたたかいの中で、私はこの意味を考えつづけていました。ひとつは、「人格の完成をめざし」ということは、「それ以外のことと目的としてはならないのだ」という意味があるということです。ですから、「国家のため」とか「企業のため」とか、ましてや学校の声価をあげるためとかであってはならないということです。

「人格の完成」の意味を私はこれまで主として、そうした「教育の自主性」「権力からの独立」という意味で語ってきたように思います。

しかし、たたかいの中で、もうひとつの大きな側面があることに目ざめてきたのです。それは、「人格」というものは、ひとりひとりの個人の中に実現されるものであることはもちろんですが、同時にそれは人類の歴史の中での「人間性の進歩」に根ざしたものでなければならないということです。「人格」とは抽象的な人格ではなく、歴史が切り拓き、いっそう大きな開花のための“身ぶるい”をはらんでいる人間性だということです。

このことを逆に教えてくれたのは、皮肉なことですが安倍晋三氏の著書『美しい国へ』でした。

そこで述べられている人間論は、ひとくちで言って、人類が切り拓いてきた人間性の歴史・あゆみを逆もどりさせる人間論です。その基本は、人間は競争させなければ活力を出すことはできない、みじめな生き物だということです。ですから、この本の中には、学校も、教職員も、子どもたちも競争の中に投げこまなければならないという、彼のみすぼらしい人間観が露骨に語られています。こんな「原理」で「教育再生」などやられてはたまたるものではありません。

人間の歴史が切り拓き、開花を求めている「人格」と

は何でしょうか。

私は、それは子どもたちの現実の中にあると思っています。子どもたちが、順位を競い、その上り下りを気にするようになるなどということは、子ども本来の姿ではありません。それは、競争教育の中でむりやりに「つくられた」ものです。

「競争原理は自由主義社会の原理であるとともに人間の原理である」……これは自民党が1975年に出した「高校教育改革案」の中の一節です。

しかし、それは「人間の原理」でも何でもありません。子どもたちが持っている人間性の種は、「私もできるようになって嬉しい」「友だちもできるようになってよかったです」というふたつの種です。その種からの美しい芽生えを競争でふみつけるようなことが何で「人格の完成」でしょうか。その種をいっそう大きく開花させることこそ、「人格の完成をめざし」ということの中身です。

教育基本法は改悪されました。

しかし、子どもたちを「競争」と「人をけおとすこと」にしか喜びを見出せないような、逆もどりのみじめな人間性の枠に追いかけていくのか、友だちと手をつなぎ、自分も友だちもいっしょに育っていくことに喜びを持てるような人間に育っていくのか、本当のたたかいの焦点が見えてきたように思うのです。

教育をめぐるたたかいはまさにこれからです。

今年もがんばっていきましょう。



感動と確信に満ちた「教育基本法改悪を許すな」のたたかい

子どもと教育の未来を切り開く新たなとりくみへ

岡田麻也子（新日本婦人の会中央常任委員）

新日本婦人の会は、教育基本法改悪法案を必ず廃案にと会あげてとりくみ、感動的なたたかいを展開することができました。宣伝や学習会、チラシの配布数、国會議員へのファックスやハガキ、署名、中央・地方での集会など、どれをとっても草の根から創意あふれる行動がとりくまれ、「教育基本法についてこれだけ学習・行動したことではなかった。今後の大きな力になる」「県内で教育に関する対話がひろがって、これほど教育のことが話題になることはなかった」「がっかり感はありません」など、改悪法が成立してもたたかいへの搖るがない確信が全国にひろがっています。

たたかいの特徴をみるとそのひとつは、子育て世代のがんばりと成長です。

「ほとんどの会員が『教育基本法って何?』という状況だったが、学習することにより、怒りが行動へとどんどん変わっていった」（北海道）との報告にあるように、フィンランドの留学生の話を聞いたり、教育基本法をやさしく書いた「11の約束」など内容も工夫した学習会や、自分たちが学びやすいように、またたくさんの若いママに知らせたいと長野・島根などで作成したオリジナルの紙芝居が大きな威力を発揮しました。さらにペープサート用のパクパク人形、教育基本法の内容をわかりやすく自分の言葉で書いた手作りリーフなどアイデアが続々生まれ、各地で活用されました。

そこから初のハンドマイク宣伝、初の子ども連れの国会行動や夜の日比谷野音集会への参加。また、子どもの通う保育園で園長先生の協力も得て教育基本法の学習会や共同アピールを発表し、46人の賛同者を得たという経験もうまれました。こうした子育て世代の会員のエネルギーッシュな行動に私たちも大きく励されました。

特徴のふたつめは、緊迫する情勢を最後まで機敏に全国に伝えたことで、何としても廃案にしたいと新婦人の会員・読者が大きくふえたことです。こうしたうごきはかつてなかったことです。

特徴の3つめは、新婦人のこうした活動を支えたのは、

共同の力があったからこそです。

全教のみなさんを中心に各界連、教育基本法ネットなどで作成したチラシは宣伝だけでなく、学習資料としても大きく役立ちました。また学習会の講師は各地の全教の先生、さらに全国キャラバンをきっかけに、新婦人の行動がさらにひろがり相乗効果がうまれました。新潟からはキャラバンで35市町村すべての教育委員会と懇談てきたのはすばらしい成果と報告されています。

今後の運動についてですが、改悪教育基本法のもとでも教育は人格の完成をめざすことに変わりはありません。憲法・子どもの権利条約にもとづく一人ひとりの子どもが大切にされる教育をめざし、先生方やこの間のたたかいのなかでひろがった共同を力に、一緒に教育をつくりあげていきたいと思います。

具体的には、教育懇談会などを旺盛に開いて、子どもの成長・発達にとってどんな教育が求められているのかなどの話し合いをひろげながら、

①4月の全国いっせい学力テストについて学習や話し合
い、県教委、市町村教委への申し入れをつよめること。

②「日の丸・君が代を押しつけないで」の申し入れを国
会審議や9・21の東京地裁の判決を学び、力にしなが
ら、例年以上につよめていくこと。

③改悪教育基本法にもとづく関連法案、教育再生会議の打ち出す政策、教育振興基本計画、地方の教育振興基
本計画、学習指導要領の改訂など競争原理のいっそう
の導入などが予想されるうごきに、ひとつひとつ運動
しながら反撃していくこと。

④1947年教育基本法をひきつづき学び普及し、これにも
とづく教育をとり戻していくこと。

改悪教育基本法と私たちの子どもと教育の願いとはま
たく相容れません。学校や地域では矛盾がさらに激しく
なるでしょう。たたかいの到達点に確信をもってその力
をさらにひろげながら、学び、進んでいきたいと思いま
す。

改悪教育基本法を具体化させず、憲法と子どもの権利条約を生かした教育をすすめよう

杉浦洋一（子ども全国センター事務局長）

改悪教育基本法が、2006年12月22日交付・施行されました。安倍首相は改憲と「教育再生」を正面に掲げ、教育再生会議などをてこに改悪教育基本法の具体化をすすめようとしています。日本の教育史の汚点としてすすむこの事態を、私たちはどのようにとらえ、今後の運動をすすめればよいのでしょうか。

第一の問題は、すでに始った日本の教育をめぐる新たなたたかいへの構えをつくることの大切さです。

国会審議で繰り返し答弁されたように、教育基本法は理念法であり、具体化のためには、①30を超える法「改正」と、具体化のための政令や大臣告示、②教育振興基本計画と地方の基本計画の策定、③評価と管理による教育委員会や、学校・教職員の統制、④教育現場における実践の質の転換などが必要になります。

国民世論や、教育関係者・法曹関係者をも敵に回し、ギリギリのところまで追い詰められ、国会議員の数の力だけで強引に改悪をすすめた与党が、政府主導でこれら具体化をすすめることになります。

この具体化は、大きな三つの矛盾を抱えながらすすめられます。それは憲法の原理、教育の条理、子どもと国民のねがいとの本質的な矛盾です。

教職員や、教育基本法を自らの問題としてたたかった父母・国民・労働者・市民団体などにとって、このたたかいは子どもたちと子どもたちを育む者の人間の尊厳をかけたたかいとなることでしょう。教え子の、我が子の、地域の子どもたちの教育と未来は、決して譲り渡すことができない本質をもっているからです。

教職員や国民にとって具体的に自らとのかかわりを問われながら、これからのおもてなしが展開されようとしている、このことをまず第一にみんな

で、腰を据えてとらえあいたいと思います。

第二の問題は、教育基本法改悪をめぐるこの間の歴史的で国民的な運動が生み出した、かけがえのない財産・到達点を共有することの大切さです。

教育基本法が改悪された事態について、運動を担ってきた多くの団体、個人から、「敗北感はない。これからたたかう確信と展望が持てた。」との感想が寄せられたことが、この間のたたかいの際立った特徴でした。

しかし、日々の職場の多忙や、様々な困難の中で、自らが、また自分の職場が十分にたたかえなかったと心痛めている教職員や、国民がいることも事実です。あらためて日本の歴史に残る教育運動として広がったこの間のとりくみの全体像を、事実として客観的に見つめあい、その到達点を共有するとりくみが求められています。

ここではその詳細について記述するスペースはありませんが、全力でたたかい抜いた数多くの団体・個人の存在と共に、あらためて教育基本法に触れ、職場や地域の仲間や親同士で今の子どもたちや教育の問題に向き合い、考え合った、それぞれの小さな営みをも含めた総和が、これからのおもてなしがつくりあげるかけがえのない財産となっていることに着目することは重要です。

女性団体、商業・農業・医療・生活や福祉に関わる多様な団体、労働組合、憲法や、子どもと教育にかかわる幅広い団体、教育研究者、法律関係者、教職員組合の上部団体や加入の如何を超えた教職員……、全国で、各地域で、分厚い共同のとりくみがつくられたことが教育基本法改悪阻止のたたかいの一つの大きな特徴でした。そして、多くの人々が、我が子の問題、地域の子どもたちの問題、憲法につながる日本の未来を左右する問題としてとらえ、『我が事』としてたたかいに立ち上がりまし

た。

日本の子どもと教育をめぐる深刻な課題をも含め、子どもたちと、学校と、教育の現状を直視し、「そもそも教育とは」「学校とは」という問題を、多くの国民が真剣に考え、語り合い、少なくない人々が「1947教育基本法」を読み、捉えかえたこともこの間のたたかいの重要な特徴でした。

第三の問題は、今後一層激しく展開されるであろう全面的なたたかいのベースに、「本当の教育をつくる共同」を貫くことの大切さです。

全国一斉学力テストの実施と結果公表、改悪教育基本法にもとづく学習指導要領の改悪、学校教育法・教員免許法・地教行法などの改悪、教育振興基本計画の策定、国による教育委員会支配、学校評価・教職員評価、教育予算の大幅削減……、今後教育の根本にかかる乱暴な攻撃が矢継ぎ早にかけられることは間違ひありません。

それら一つひとつの攻撃の本質をとらえ合い、国民的な共同の力で子どもと教育を守り抜くたたかいの展望は、教育基本法改悪とのたたかいの到達点が示しています。それは多くの人々が教育を『我が事』としてとらえ、『そもそも教育とは』との原点に立ち返り、憲法改悪を許さぬ課題とも結合し、大きな共同の力でたたかうことではないでしょうか。

この共同の基礎は、地域にあります。それぞれの地域で、学校で、教室で、我が子の問題を出発点にしながら、語り合い、考え合い、子どもたちを大切にする「本当の教育をつくる共同」をベースにしてこそ、これから本格的なたたかいの展望を切り拓くことができます。

教育基本法改悪とのたたかいの到達点を正確に把握し、発展させる中でこそ、この展望を未来への確信とすることができますのではないでしょうか。

第四の問題は、この間の、地域教育共同や、団体間共同の蓄積を発展させる今日的な意義と、子ども全国センターの役割についてです。

教育基本法改悪を許さぬとの目的で組織されたさまざまなかつて・組織で、いま解散や改組が検討されています。しかし、中央でも、地域でも、今ほど子どもと教育にか

かわる共同の組織と運動が求められている時はありません。

子どもと教育にかかわる恒常的な全国センターである「子どもの権利・教育・文化 全国センター」の役割が極めて重要になっています。

さいわいこの間「教育基本法改悪を許さない各界連絡会」などに結集した多くの団体は、子ども全国センターの構成団体でもあります。子ども全国センターは中央における団体と個人の共同の到達点に立って組織と運動を強めるためにとりくみます。

同時に、各地域で大きく広がった共同を継続・発展・組織化せんとくみを強めることをよびかけます。既存の地域教育共同組織の発展、共同組織のないところでの新たな組織づくりを重視してすすめようではありませんか。

各地域のとりくみを応援し、情報を交流する役割についても、全国センターとしてできることを検討しようとしています。

憲法と子どもの権利条約を生かす教育の前進のために、みんなで力を合わせましょう。



柴田真佐子（全労連副議長）

■ 憲法・改憲手続き法案をめぐる情勢

安倍首相は、「自分の任期中に改憲を行う」とし、改憲の目的は、集団的自衛権の行使のためであることも明らかになっています。首相は1月4日の年頭会見で、通常国会での改憲手続き法案の成立を期すことを強調、さらに改憲を参議院選挙の争点にしていく考えを表明しました。1月17日に開催した自民党大会でも、改憲手続き法案の早期成立をうたい、参議院選挙で改憲を正面に押し出してきています。通常国会の施政方針演説でも改憲手続き法案の「今国会での成立を強く期待します」と述べています。また、自民党の中川秀直幹事長は「憲法記念日(5月3日)までに必ず成立させる」と明言しています。

日本経団連の御手洗会長は、1月1日に将来構想「希望の国、日本」(御手洗ビジョン)を発表。法人税減税と消費税率の引き上げを柱とする税制改正や「労働ビッグバン」に加えて、2010年代初頭までの憲法改正、爱国教育などを盛り込み、安倍首相が描く「美しい国」の構想に沿って安倍政権の政策運営に影響を及ぼそうという財界側の意図を示しています。

政府・財界がそろって改憲を打ち出していますが、国民との矛盾は大きく、時事通信の1月21日の世論調査では、国民投票法案について「通常国会で成立させるべき」49.2%、「成立は急ぐ必要はない」47.7%で拮抗しています。静岡新聞の1月4日発表の世論調査では、「9条改正する」が、04年51.1%、05年45.8%、06年37.9%となり「9条改憲」には慎重論が強まっています。

自民党の新憲法草案は、アメリカの要求にこたえ9条を変えて日本を「戦争する国」にするとともに、権力者を縛る憲法から国民を縛る憲法へ転換させるなど、重大な問題点をもっています。国民投票法案は憲法改悪案を通すための条件整備です。

改憲手続き法案阻止の運動を急速に広げることが求められています。地方・地域で、自民党新憲法草案と改憲

手続き法をセットにした学習、宣伝、集会等を急速に進め、第166通常国会冒頭から、政党への要請、地元事務所・国会事務所への議員要請、FAX、メール、決議文送付を集中的に行いましょう。

■ 国民過半数世論の結集にむけて

憲法闘争は急速に全国に広がっています。大江健三郎氏らの呼びかけにこたえ、5600をこえる地方・地域、職場、学園に「九条の会」などが結成され、映画人、マスコミ、医学者、宗教人など、分野別にも多彩な運動がとりくまれています。さらに、運動の具体的推進をめざす民主勢力による「憲法改悪反対共同センター」が中央と44都道府県、地域段階では276地域に結成され、宣伝・署名行動などが草の根から推進されています。

憲法署名は、高知県土佐清水市や大月町で有権者過半数署名、岩手県陸前高田市で住民過半数署名が達成されるなど先進的事例が生まれています。2006年11月3日の憲法公布60周年には、兵庫、広島など全国各地で幅広い共同の集会が取り組まれました。

全労連は、憲法改悪を阻止するたたかいは、日本の戦後史をかけたたかいと位置づけて運動を推進しています。職場「九条の会」などの促進、全自治体をカバーする「憲法改悪反対共同センター」の確立、改憲反対署名の国民過半数の達成を追求しています。07国民春闘は「まもろう憲法・平和、なくそう格差と貧困、つくろう安全・安心な社会を」スローガンにたたかっています。改憲手続き法案阻止や、米軍基地再編にかかる法案等の整備やイラク特措法「見直し」など、解釈改憲の拡大となる動きに反対する国会闘争を国民諸階層と共同してとりくみます。

憲法改悪を阻止するためには、教育基本法改悪阻止闘争を上回る規模のたたかいをすすめることが求められています。全国から大きく声をあげ、力をあわせていきましょう。

心と心を通い合わせてこそその紙芝居

菊池好江（紙芝居を演じる会ひょうしき）

紙芝居は日本で生まれた文化財ですが、今、ベトナム、ラオス、アメリカ、ヨーロッパでKAMISHIBAIのことばのままで知られ、演じられています。ベトナムでは自国の作家が次々に作品を出版しています。またアメリカでは、小学校から高校まで授業に紙芝居が生かされています。

日本でももちろん作品が出版されていますが、活用という点では保育園、幼稚園、小学校、図書館、文庫といった場で演じられています。現在は保育園、幼稚園向けの保育教材として出版されていますので、どうしても小さい子のものと思われがちですが、このところ小学校でのお話会でお母さんたちが紙芝居を演じることが増えてきました。

それから、これは珍しいとも言われますが、私は中学生にも演じる機会を与えていただいて、年に1度ながら3年はどうかがっています。今年度も1年の4クラス、2年の3クラスで紙芝居を演じました。2年の子たちが昨年のこと覚えていてくれて、「感動しました」とまで言ってくれました。

中学生には以前にも文化祭、総合学習の時間や記念講演で紙芝居について話し、演じさせていただいたことがありました。中学生にこそお話の楽しさを、心地よさを伝えたい、感じとらせてあげたいと年々思います。

顔を見て、目を合わせ、演じ手も観客もお互いの心を通い合わせて一緒に作品を楽しむところに紙芝居のよさがあります。「生」の文化のよさです。相手の思いにおかまいなしに一方的に伝えるものではないのです。人の温もりがあるのです。どんなに便利なものが出てきても、やはり人は人つながりで生きていくもの。便利なものはケータイであれ、パソコンであれ、人が使う道具にすぎません。

紙芝居が今、中学生にも、さらには高齢者の人々のいる場でも活用され、喜ばれているのは、単なるなつかしさだけではない、心を揺り動かす魅力があるからです。認知症の方に笑顔が戻った話などを聞くにつけ、人が人とかかわるからこそと思います。

とはいっても、私などはふだんは保育園、幼稚園で演じることが多いのですが、小さい人たちには驚かされ、幸せをたくさんもらって元気になります。このところ、赤ちゃん向けの作品が出版され、また、保育園だけでなく子育て支援として0・1・2歳の子どもたちにも紙芝居を演じることが増えてきました。

特に2歳の子たちにはびっくりさせられることがよくあります。「ねこのおかあさん」という作品があります。母猫が火災のビルから子猫を助け出した実話をもとにした作品です。演じ終わって子どもたちから「おかあさん、えらかったね」「こわかった」との声があがり、そのままごっこ遊びが始まりました。ふだんからお話をたっぷりと楽しんでいる子どもたちということでした。

公演は3作品で組み立てますが、2歳の子たちが最後まで集中して觀てくれるのです。最近も2歳の子どもたちとそのお母さんで紙芝居を楽しむ会がありました。お母さんたちが我が子をひざに乗せて、ゆったりとした時間を過ごしてくださいました。こうした時間が親子にとってどれほど大切なことかと思います。

赤ちゃんからお年寄りまで、演じる場があって、紙芝居が大好きな方たちが大勢いて、毎年手づくり紙芝居のコンクールも大阪・箕面、神奈川・紙芝居文化推進協議会などで行われています。また今年は、隔年開催の全国紙芝居まつりが第10回となります。8月25日・26日、石川県加賀温泉で行われます。全国から紙芝居への熱い思いをもって人々が集まります。

「子どもの権利・教育・文化 全国センター ニュース」に投稿を！！

みなさんの地域や職場などで話しあわせていることや、活動などを紹介ください（最大1500字程度まで）。事務局あてにメール、ファックス、郵送などでお寄せください。

3・31子どもと教育を語るつどい

「1947教育基本法」の生命力を生かそう

2007年3月31日(土) 13:30~16:30

全国教育文化会館 7階ホール

〈シンポジウム〉

子どもの権利としての教育を (仮題)

—安倍「教育再生」に抗して—

お話・コーディネーター **三上 満さん** (教育家)

シンポジスト 母親、教員、弁護士などの立場から

フロアからの発言

資料代 300円



子どもや教育の事実を見つめ、「1947教育基本法」の生命力を確かめ、ともに歩みはじめるために、ごいっしょに考えあいませんか。みなさんお誘いあわせておいでください。

主催:「3・31子どもと教育を語るつどい」実行委員会 (連絡先:子どもの権利・教育・文化 全国センター)

教育のつどい2007

レポートを持ち寄ろう

「教育のつどい2007」が今年も夏に開催されます。

父母と教職員、様々な分野の市民が力をあわせて、改悪教育基本法の具体化を阻み、憲法・子どもの権利条約と教育の条理に基づくとりくみをしっかりすすめていくために、今年のつどいは大きな意義を持ちます。

2月には実行委員会を結成し、準備が始まります。

「レポートを提出しよう」と考えておられる団体は、以下の日程を考慮してそれぞれ準備を始めてください。詳細は追ってお知らせします。

レポートタイトル・報告者名簿集約 4月
レポート締め切り 5月11日

子どもの権利条約

市民・NGO報告書をお寄せください

子どもの権利条約の国内における実施状況を国連へ報告するための「第三回政府報告書」は、大幅に遅れ2007年5月の見込みです（1年遅れ）。

したがって、市民・NGOの基礎報告書（個人や団体が自由に書く報告書）のしめきりも下記のように延期します。「改悪教育基本法」が、子どもの権利条約や「勧告」との整合性が皆無であることもふまえ、目の前の子どもの実態、それに関わっているおとなとの実態をぜひ書いて送ってください。

基礎報告書のしめきり 2007年8月末日
送り先（できればメールで） info@dci-jp.com
メール以外の方は、子ども全国センターあてに郵送かFAXで送って下さい。